

# (介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 指定通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 生寿会
代表者氏名	理事長 島野 泰暢
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県名古屋市昭和区山花町 50 番地 〈 かわな病院 電話：(052)761-3225 FAX：(052)761-3238 〉
法人設立年月日	1955 年 12 月 16 日

## 2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人生寿会が開設する、かわなデイケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	① 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能及び生活機能の維持回復・向上を図るものとする。 ② 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (2) 事業所の所在地等

事業所名称	かわなダイケアセンター
介護保険指定 事業所番号	2370700342
事業所所在地	愛知県名古屋市昭和区山花町 50 番地
連絡先	電話番号：(052)757-2363      FAX 番号：(052)757-2362
事業所の通常 事業の実施地域	<p>名古屋市</p> <p><b>【昭和区】</b></p> <p>曙町 阿由知通 荒田町 伊勝町 池端町 石仏町  恵方町 折戸町 神村町 上山町 川名町 川名本町  川名山町 川原通 木市町 菊園町 北山町 北山本町  車田町 紅梅町 御器所一丁目 御器所二丁目  御器所三丁目 御器所四丁目 御器所町 御器所通  五軒屋町 小坂町 小桜町 駒方町 桜山町 塩付通  汐見町 下構町 台町 田面町 高峯町 滝川町  檀溪通 鶴羽町 鶴舞三丁目 鶴舞四丁目 出口町  天神町 陶生町 東畑町 戸田町 長池町 長戸町  西畑町 萩原町 狭間町 花見通 隼人町 広池町  広路町 広路通 広路本町 広瀬町 広見町  吹上一丁目 吹上二丁目 吹上町 福原町 藤成通  前山町 松風町 丸屋町 緑町 南山町 南分町  宮東町 妙見町 向山町 村雲町 明月町 元宮町  八雲町 八事富士見 八事本町 安田通 山里町  大和町 山中町 山手通 山花町 山脇町 雪見町  楽園町 若柳町</p> <p><b>【千種区】</b></p> <p>青柳町 大久手町 大島町 川崎町 幸川町 小松町  城木町 南明町 花田町 春岡通 日岡町  吹上一丁目 吹上二丁目</p> <p><b>【瑞穂区】</b></p> <p>上山町 川澄町 松月町 南山町</p>
利用定員	1 単位目 (1F)      40 名 2 単位目 (2F)      10 名 3 単位目 (2F)      10 名 4 単位目 (2F)      10 名 5 単位目 (2F)      10 名

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時までとする。

## (4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	1 単位目 (1F) 午前9時45分から午後4時までとする。 2 単位目 (2F) 午前9時00分から午前10時15分までとする。 3 単位目 (2F) 午前10時30分から午前11時45分までとする。 4 単位目 (2F) 午後1時30分から午後2時45分までとする。 5 単位目 (2F) 午後3時30分から午後4時45分までとする。

## (5) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者 (医師と兼務)	従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
医師	利用者に対する医学的な管理指導やリハビリテーションの指示等を行います。	1名以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)若しくは介護職員	① 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したリハビリテーション実施計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 ② 利用者へリハビリテーション実施計画書を交付します。 ③ リハビリテーション実施計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び看護、介護ならびに日常生活上の世話をを行います。 ④ リハビリテーション実施計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を記録します。	理学療法士、 作業療法士、 言語聴覚士： 3名以上  看護職員： 1名以上  介護職員： 1名以上

## (6) 事業の内容

- ① 機能訓練
- ② 入浴（一般浴・リフト浴・機械浴）
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

## 3. 利用料

- ① （介護予防）通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護保険の適用を受けるサービスについては、介護報酬の告示上の額とし、（介護予防）通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額となります。
- ② 介護保険適用を受けないサービス（介護保険の支給限度額を超えるサービス）については全額自己負担となります。
- ③ その他の費用（昼食代、おやつ代、おむつ代、日用品費、教養娯楽費等）及び利用者が負担すべき費用は、別紙「かわなデイケアセンター利用料」をご参照下さい。

## 4. （介護予防）通所リハビリテーションサービス

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等は、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載したリハビリテーション実施計画を作成します。
- ② このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画に沿って作成するものとします。
- ③ サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、要介護状態の改善もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ④ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。

## 5. 非常災害対策

- ① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- ② 防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。
- ③ 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- ④ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ⑤ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ⑥ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。

- ⑦ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
  - (一) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）
  - (二) 利用者を含めた総合避難訓練
  - (三) 非常災害用設備の使用方法的徹底
- ⑧ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

## 6. 緊急時の対応

事業者は、サービスの提供を行なっている時に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関・主治医に連絡をとるなどの措置を講じます。

## 7. 事故発生時の対応

事業者は、サービスを提供するにあたり事故が発生した場合には、速やかに関係機関、並びに利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者に『三原 伊織』を選定しています。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

## 9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 10. 業務継続に向けた取組の強化について

- ① 感染症等や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11. 施設の利用に当たっての留意事項

- ・ 喫煙について、全館禁煙とします。
- ・ 火気（ライター・マッチ等）や危険物（刃物等）等は持ち込み禁止とします。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・ 金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とします。その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止とします。（宗教・政治活動、勧誘・販売、賭博等も含む）
- ・ 食べ物は原則として持ち込み禁止とします。
- ・ 飲み物は原則として持ち込み禁止とします。（1単位目のみ）
- ・ 利用者同士の物の貸し借りや受け渡しは禁止とします。
- ・ 利用時間内での外出や送迎中の途中下車は禁止とします。
- ・ 利用中に気分が悪くなった時は、速やかに申し出てください。
- ・ 共有の施設、設備は他の迷惑にならないように利用してください。
- ・ 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合があります。

## 12. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持</p>	<p>① 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用するもの（以下、「従業者」という）はサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ 秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報保護</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。</p>

## 13. 個人情報の使用について

<p>使用目的</p>	<p>① 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、医療機関、自治体（保険者）との連携（サービスの担当者会議等）、照会への回答のため。</p> <p>② サービス提供にかかる請求業務などの事務手続きやサービス利用にかかわる管理運営のため。</p> <p>③ サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合又はその他緊急を要する場合の家族への連絡のため。</p>
<p>個人情報の内容</p>	<p>① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等で、利用者やその家族に関する個人情報。</p> <p>② 上記①以外の利用者及びその家族に関する個人情報であって、特定の個人が識別される又は識別されうる情報。</p>
<p>使用する期間</p>	<p>契約締結日から最終のサービス提供にかかる保険請求等の終了日まで。</p>
<p>使用する条件</p>	<p>① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外には漏れることのないように細心の注意を払う。</p> <p>② 個人情報を使用した会議・出席者・個人情報利用の内容等について記録する。</p>

\* 情報収集の手段として写真及び動画撮影をさせていただくことがあります。

#### 14. 苦情相談窓口

<b>【事業者の窓口】</b> かわなデイケアセンター 担当者：三原 伊織	所在地 愛知県名古屋市昭和区山花町 50 番地 電話番号 (052)757-2363 受付時間 9:00～17:00（日祝は休み）
<b>【市区町村（保険者）の窓口】</b> 名古屋市 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 東桜分室	所在地 愛知県名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 DP スクエア東桜 8 階 電話番号 (052)959-3087 受付時間 8:45～17:15（土日祝は休み）
<b>【公的団体の窓口】</b> 愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係	所在地 愛知県名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 国保会館 電話番号 (052)971-4165 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

#### 15. 協力医療機関

<b>【協力医療機関】</b>	医療機関名：かわな病院 所在地：愛知県名古屋市昭和区山花町 50 番地 電話番号：(052)761-3225
-----------------	--

#### 16. 緊急時連絡先

緊急連絡先 ①	【氏 名】	(続柄： )
	【電話①】	【電話②】
	【住 所】 ( <input type="checkbox"/> 同居)	
	【備 考】	
緊急連絡先 ②	【氏 名】	(続柄： )
	【電話①】	【電話②】
	【住 所】 ( <input type="checkbox"/> 同居)	
	【備 考】	
緊急搬送先	【希望①】	【希望②】